

ウェルネス・ヘルスケア学会会則

(名称)

第1条 本会は、ウェルネス・ヘルスケア学会（以下「本会」という。）と称する。
この会の英文名は、Wellness and Health Care Society とする。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、金沢大学医薬保健研究域保健学系内 金沢市小立野5丁目11番80号
（以下「保健学系」という。）に置く。

(目的)

第3条 本会は、保健学の学術研究の質的向上を図るとともに、保健学の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会
- (2) 学会誌の発行
- (3) 本会の目的を達成するために必要な事業
- (4) その他必要な事業

(会員)

第5条 本会は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 本学会の主旨に賛同する者
- (2) 賛助会員 個人及び団体で、所定の手続きを行い、理事会の承認を得た者

(入会)

第6条 会員になろうとする個人または団体は、入会申込書を理事長に提出し、理事会での承認をもって入会とする。

(会費)

第7条 本会の会員は、細則に定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、返還しない。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 本会を退会しようとする者は、その旨を本会の事務局へ届け出なければならない。なお、3年間会費を滞納した者は、会員の資格を喪失するものとする。

(総会)

第9条 総会は、理事長の招集により事業年度終了後に年1回開催する。

2 総会は、次の事項について理事会の議決または承認を経て報告する。

- (1) 事業
- (2) 予算・決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他重要な事項

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事10名程度
- (2) 監事2名

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の中から互選で選出する。
- 4 理事は、正会員であることを必要とする。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査するため、会員の有無に係らず、理事会が認めたものとする。

(役員職務)

第11条 理事長は、会務を総括し、会議の議長となる。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、細則に掲げる会務を分掌する。
- 4 監事は、職務の執行及び会計について監査する。

(役員任期)

第12条 第10条第1項の各号に掲げる役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、任期は3期を限度とする。役員の定年は65歳とする。

(理事会)

第13条 本会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事及び監事をもって構成する。
- 3 理事会は、業務執行の決定を行う。
- 4 理事会は、理事長が招集する。

附則

本会則は平成13年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成18年4月1日から施行する。

附則

本会則は平成20年3月12日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附則

本会則は平成26年4月30日から施行する。

附則

本会則は平成27年5月20日から施行する。

附則

本会則は平成29年2月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

Journal of Wellness and Health Care

投稿規程

(投稿資格)

1. 投稿資格者は、次のとおりとする。

- (1) ウェルネス・ヘルスケア学会会則第5条第1項第1号に定める正会員とする。
- (2) Journal of Wellness and Health Care (以下「会誌」という) 編集委員会が執筆を依頼した者
但し、共著者はこの限りではない。

(投稿の制限)

2. 原稿は、未発表のものに限る。

(原稿の種類)

3. 原稿は、邦文及び欧文の総説、原著、短報及びその他とし、次の内容に該当するものでなければならない。

- (1) 総説 特定の研究領域について、特定の視点に基づき体系的に纏めた論文
- (2) 原著 独創性のある結論の明確な研究論文、及び学術的な価値が高いと会誌編集委員会が認めた研究論文
- (3) 短報 独創的であるが断片的な研究で、研究方法、操作、技術、装置の改良、新しい試み、あるいは応用等に関し簡単に表現した研究論文
- (4) その他 研究、技術に関する参考資料及び解説・調査・集計・報告・症例報告等
なお、原稿の長さ及び引用文献・図表等の記載方法は、別紙執筆要領のとおりとする。

(倫理規定)

4. 人を対象とした研究では、ヘルシンキ宣言に基づき国及び所属機関等の定める倫理指針を遵守し、倫理的に十分に配慮された内容でなければならない。動物を対象とした研究では、動物の保護及び管理に関する指針の趣旨に沿ったものとする。また、その旨を本文中に明記すること。

(受付期間)

5. 受付期間は、別に定める。

(提出先)

6. 原稿(原本1部、写3部)には、別紙の投稿届を添えて、会誌編集委員長に提出するものとする。

(原稿の採否)

7. 原稿の採否は、会誌編集委員会が決定する。

(校正)

8. 著者校正は再校までとし、校正刷を受領後3日以内に校正の上、会誌編集委員長に提出しなければならない。
なお、校正時における原稿の変更は認められない。

(著作権)

9. 本誌に掲載された論文等の著作権は、ウェルネス・ヘルスケア学会に帰属する。

(発行)

10. 会誌は、年2回(8月、2月)発行する。

(平成29年4月1日改定)

Journal of Wellness and Health Care

執筆要領

1. 投稿する論文は、独創的で学術的な価値が認められるものでなければならない。
また、国内外を問わず、他誌に掲載されたもの、掲載予定のもの、自らあるいは第三者のホームページに掲載または掲載予定のものは投稿できない。
2. 原稿の長さは、原則として以下のとおりとする。

| | | | |
|---------|--|-----------|---------|
| 原著： | 邦文原稿 | 10000 字以内 | 図表を含まない |
| | 欧文原稿 | 5000 語以内 | 図表を含まない |
| | (ただし、人文・社会科学系については邦文原稿 20000 字以内、欧文原稿 10000 語以内とする。) | | |
| 短報,その他： | 邦文原稿 | 4000 字以内 | 図表を含まない |
| | 欧文原稿 | 2000 語以内 | 図表を含まない |
3. 欧文原稿は A 4 版サイズ用の紙に周囲 3 cm の余白をのこしてダブルスペースで印字する。邦文原稿でワープロ使用の場合は 700 字程度 (例：35 字×20 行) を A 4 版サイズ用の紙に印字し、手書きの場合は 400 字詰め原稿用紙を用いる。
4. 原稿の表紙には、表題、著者名、所属の順に記載し、欧語で 5 個以上のキーワードをつける。欧文の場合、タイトルは、固有名詞や記号等を除き、最初の 1 文字のみを大文字で記す。氏名の表記は名、姓の順とする。著者の所属の表記は筆頭者の場合無記号、共著者の所属が異なる場合はその著者名の右肩およびその所属名の冒頭に*、** 印をつける。
また、筆頭著者の連絡先を記載する。
5. 邦文原稿には欧語の表題、著者名、所属をつける。欧文原稿には邦語の表題、著者名、所属をつける。
6. 原著には 400 語程度の欧文の要旨、および 600 字程度の邦文の要旨をつける。
7. 邦文原稿は原則として常用漢字、ひらがな、現代かなづかいを用い、外国語固有名詞 (人名など) は原語を、一般に日本語化された外国語は片かなを用いる。
欧文原稿は当該国人が読んで、正確、明解に理解できるものでなければならない。
また、学位申請論文については、欧文校正責任者の証明書を付けること。
8. 度量衡は、国際単位など汎用されているものを使用する。
9. 論文の項目の区分は原則として下記の例に従う。
大項目——無記号で上を 1 行開け、行の第 2 字目に記す。
はじめに (Introduction), 方法 (Methods), 結果 (Results), 考察 (Discussion), 文献 (References) などが相当する。
小項目——1., 2. として上下を開けずに行の第 2 字目に記す。続いて 1), 2) として行の第 2 字目に記す。
10. 図 (Figure) および表 (Table) にはそれぞれ別の通し番号をつける。
11. 邦文原稿のとき図表のタイトル、説明は日本語、外国語のいずれかに統一する。
12. 写真はキャビネ大の印画紙 (12cm × 16.5cm) に焼き付け、台紙に貼付する。
図表の通し番号を記入する。図表のタイトル、説明文はまとめて原稿の末尾につけ、原稿本文中の欄外余白部に挿入位置を朱記し明示する。
13. 写真は白黒のものとするが、カラー写真の掲載は著者負担とする。
14. 謝辞は本文の末尾に入れる。
15. 文献は引用順に配列し、本文の末尾に一括記載する。外国語文献はタイプする。
本文中の文献引用個所には著者名や引用文などの右肩に¹⁾・¹⁻³⁾・⁶⁾・¹⁻⁵⁾のように記す。参考文献は記載しない。
16. 文献の記載様式は下記の要領に従う。
雑誌の場合
雑誌の略語は Index Medicus の様式に従う。
著者名は 3 名までは全員記載する。ただし、4 名以上の場合は 3 名連記の上、__, 他, あるいは__, et al とする。
欧文の記載では、コロン、カンマ、は半角を用いること。

文献記載方法の例

単行本 (発行場所の記載は外国の場合のみ)

吉田幸雄：図説人体寄生虫学 6 版，南山堂，pp_^20-33，_^2002
半角 半角

戸塚恭一，山浦常：NEW CHART 内科 (8) 感染症，医学評論社，pp_^227-231，_^2001
半角 半角

Churukain CJ: Microwave Ziehl-Neelsen Method for Acid-Fast Bacteria, Histotechnology ASCP Press, Chicago, _^pp_^184-185, _^1993
半角 半角 半角

雑誌

村山繁雄，斉藤祐子，金子和富，他：ブレインバンクの構築と課題，日老医誌 42:483-489, 2005

Murayama S, Saito Y: Neuropathological diagnostic criteria for Alzheimer disease. _^Neuropathology _^24:254-260, _^2004
半角 半角 半角

例

Moon A, Lawson K, Carpiac M, et al: Elder abuse and neglect among veterans in Greater Los Angeles prevalence, types and intervention outcomes. J Gerontol Soc Work 46: 187-204, 2006

分担執筆

山口晴保: Alzheimer 型痴呆, 神経病理学 (朝永政徳, 桶田理喜編), 朝倉書店, pp 166-172, 1992

著者は論文投稿時に表紙に本文の文字数 (邦文の場合は字数, 欧文の場合には words 数) と図表の枚数を記載すること。

17. 論文の記載様式が執筆要項と大きく異なる場合, 論文は受理されないことがある。

平成 17 年 6 月 一部改定
平成 18 年 6 月 一部改定
平成 19 年 1 月 一部改定
平成 21 年 1 月 一部改定

平成 29 年度会誌編集委員会

委 員 長 : 藤 野 陽
看護科学領域 : 田 淵 紀 子
 : 津 田 朗 子
 : 藤 野 陽
医療科学領域 : 田 中 利 恵
 : 鷺 山 幸 信 (任期:平成29年9月30日まで)
 : 尾 崎 聡
リハビリテーション科学領域 : 三 秋 泰 一
 : 横 川 正 美
 : 中 嶋 理 帆

平成 30 年 1 月 19 日 編 集

平成 30 年 1 月 23 日 印 刷

平成 30 年 1 月 31 日 発 行

発 行 者 : ウェルネス・ヘルスケア学会

〒920-0942 金沢市小立野5丁目11番80号

Publishing office : Wellness and Health Care Society
5-11-80, Kodatsuno, Kanazawa 920-0942,
JAPAN

印 刷 所 : 株式会社 メディカルアート

〒920-0934 金沢市宝町13番1号

MEDICALART Co.LTD.,
Kanazawa 920-0934, JAPAN

